

平成 23 年度

障害福祉サービス等事業者集団指導（説明会）資料

【障害福祉サービス事業者への連絡事項について】

沖縄県福祉保健部

障害保健福祉課

# 障害福祉サービス等事業者への連絡事項について

## 1 目標工賃加算Ⅱ型について

目標工賃達成加算Ⅱ型については、平成24年4月以降も算定可能となる見込ですが、算定要件として県内平均工賃との比較が課されており、県内平均工賃確定後に届出可能となるため、加算届出時期については別途連絡いたします。

## 2 定員超過利用減算について

指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を受け入れる、いわゆる定員超過利用について、一定の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努める必要があります。

都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとしております。また、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、利用者処遇等について十分配慮する必要がありますので、今後とも適切な報酬請求に努めていただきますようお願い致します。

## 3 欠席時対応加算について

欠席時対応加算については、「利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、事業所従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。」とされております。

については、加算算定の際には日誌等により利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、市町村等から求められた場合には遅滞なく根拠資料を提出できるよう準備しておく必要がありますので、今後とも適切な報酬請求に努めていただきますようお願い致します。

#### 4 公表事項について

沖縄県においては、工賃（賃金）実績及び一般就労実績は、利用者が事業所を選ぶ基準となり得るものであることから、事業所ごとに公表することが重要であると考えており、平成 22 年度実績から県HPに掲載することにより公表しています。

平成 23 年度工賃（賃金）実績及び一般就労実績実績についても県HPにおいて公表する予定ですので、障害福祉サービス等事業者の皆様におかれましては、趣旨をご理解頂きご協力をお願いします。